

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月17日

【報告者の名称】 株式会社ウォーターダイレクト

【報告者の所在地】 山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎四丁目1番2号

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 長野 成晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ウォーターダイレクトをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社光通信をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社光通信  
所在地 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

### (1) 普通株式

### (2) 新株予約権

平成25年6月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

平成26年1月17日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

平成28年4月15日開催の当社取締役会の決議に基づき同年6月13日を効力発生日として発行される新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成28年5月16日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、公開買付者が当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）及び本新株予約権を対象として実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、昭和63年2月に設立され、その普通株式は、平成11年9月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場され、公開買付者並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社からなる企業集団（以下「公開買付者グループ」といいます。）全般の経営管理を担い、各事業子会社・関連会社において、主に「法人事業」、「SHOP事業」及び「保険事業」を行っており、公開買付者グループは、公開買付者、公開買付者の連結子会社182社（当社を含みます。）及び持分法適用関連会社93社（いずれも平成27年12月末日現在）により構成されているとのことです。公開買付者は、本書提出日現在、当社普通株式1,315,900株（所有割合（注）にして7.72%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））及び当社の第4回新株予約権2,560個（目的となる株式の数256,000株、所有割合にして1.50%）を所有しております。また、公開買付者の連結子会社である株式会社総合生活サービス（以下「総合生活サービス」といいます。）が当社普通株式3,116,700株（所有割合にして18.29%）を所有しており、本書提出日現在、公開買付者と総合生活サービスが所有する当社普通株式及び当社の新株予約権の目的となる当社普通株式の合計は、4,688,600株（所有割合にして27.52%）です。

なお、当社は、当社が平成28年4月15日付で提出した有価証券届出書（その後の訂正を含み、以下「本有価証券届出書」といいます。）に記載のとおり、平成28年6月13日を効力発生日として第5回新株予約権の無償による株主割当て（以下「本新株予約権割当て」といいます。）を行います。本新株予約権割当てにより、公開買付者及び総合生活サービスは、第5回新株予約権を、それぞれ1,315,900個（目的となる株式の数1,315,900株、所有割合にして7.72%）及び3,116,700個（目的となる株式の数3,116,700株、所有割合にして18.29%）所有することになり、これにより、公開買付者と総合生活サービスが所有する当社普通株式及び本新株予約権の目的となる当社普通株式の合計は、9,121,200株（所有割合にして53.53%）となるということです。

（注）「所有割合」とは、当社が平成28年2月12日に提出した第10期第3四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成28年2月12日現在の発行済株式総数（8,173,400株）に、公開買付者が平成28年3月17日付で公開買付者の保有する当社の第4回新株予約権の一部（1,280個）を行使して取得した当社普通株式の数（128,000株）を加算した数（8,301,400株）に、（ ）当社が平成27年6月24日付で提出した第9期有価証券報告書（以下「本有価証券報告書」といいます。）に記載された平成27年5月31日現在の全ての新株予約権（4,740個（目的となる株式の数654,000株）から、平成27年6月1日以降平成28年5月13日までに行使された又は失効した新株予約権（第2回新株予約権300個（目的となる株式の数90,000株）及び第4回新株予約権1,280個（目的となる株式の数128,000株）を除いた数の新株予約権（第3回新株予約権600個（目的となる株式の数180,000株）及び第4回新株予約権2,560個（目的となる株式の数256,000株））の目的となる株式の数（436,000株）を加算し、（ ）本有価証券届出書により発行される第5回新株予約権（8,301,241個（目的となる株式の数8,301,241株））を加算した数の新株予約権の目的となる株式の数を加算した数（17,038,641株）から、本四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の当社の所有する自己株式数（159株）を控除した数（17,038,482株）に占める割合をいいます。以下同じとします。

公開買付者は、下記「公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成28年5月16日付で、当社の少数株主及び新株予約権者（以下総称して「少数株主等」といいます。）を保護し、当社及び公開買付者の連結子会社である株式会社エフエルシー（以下「エフエルシー」といいます。）の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を円滑に進めるために、当社からの要請（以下「本要請」といいます。）に応じて、当社普通株式及び本新株予約権を対象とした本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付けは、当社からの本要請に基づき本経営統合に際して当社の少数株主等の保護のための施策として実施するものであり、応募を希望する全ての当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に広く売却の機会を確保するため、本公開買付けにおける買付予定数につき、上限及び下限を設定していないとのことです（上場廃止となる可能性の有無については、下記「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。）。また、公開買付者は、公開買付者の連結子会社である総合生活サービスとの間で、総合生活サービスが所有する当社普通株式3,116,700株及び総合生活サービスに割り当てられる第5回新株予約権3,116,700個については、本公開買付けに応募しない旨の合意をしているとのことです。

本公開買付けの結果、公開買付者は本新株予約権を取得する可能性があります（注）が、以下の理由により、現時点では、本新株予約権割当てにより公開買付者及び総合生活サービスに割り当てられる第5回新株予約権を行使する以上の追加的な出資をする予定はないことから、公開買付期間経過後においても、公開買付者が本公開買付けにより取得した本新株予約権について行使する予定はないとのことです。

- （ ）第3回新株予約権については、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、公開買付者が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できません。
- （ ）本公開買付けは、本株式交換（下記「公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由」に定義されます。）によりエフエルシーの株主に当社普通株式が割り当てられることにより、当社の既存株主の持株比率が希薄化することを考慮した上で、当社の少数株主の権利を保護する目的で、当社からの本要請に応じて実施されるものであり、本公開買付けによって、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に当社普通株式を売却する機会を提供するという趣旨で実施するものであり、公開買付者が本公開買付けにより取得した新株予約権の行使を目的とするものではないとのことです。なお、本新株予約権割当てにより発行される第5回新株予約権については、公開買付期間中は、その行使条件である本株式交換の効力が発生せず、本新株予約権割当てにより第5回新株予約権の割当てを受ける当社の株主は、第5回新株予約権を行使することはできません。
- （注）第4回新株予約権については、公開買付者が本公開買付け前からその全てを保有しており、本公開買付けで公開買付者が新たに取得するものではないとのことです。

#### 公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

公開買付者が平成28年5月16日に公表した「当社子会社である株式会社ウォーターダイレクト株式（証券コード：2588）等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレス」といいます。）によれば、公開買付者は、昭和63年2月の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してきたとのことです。公開買付者の普通株式は、平成11年9月には東京証券取引所市場第一部に上場され、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてきたとのことです。

当社は、平成28年4月15日に当社が開示した「当社と株式会社エフエルシーの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」（その後の訂正を含み、以下「本経営統合プレス」といいます。）に記載のとおり、平成28年4月15日付にて、エフエルシーとの間で、（ ）両社が展開するウォーターサーバーのブランドを統合すること、（ ）当社を株式交換完全親会社、エフエルシーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結すること、（ ）本株式交換の効力が発生することを条件として、当社の宅配水事業に係る権利義務の全部（当社の子会社の株式を含みます。）を、当社が新設した当社の完全子会社（以下「本分割準備会社」といいます。）に会社分割により承継させ持株会社体制に移行すること（以下「本会社分割」といい、本会社分割に係る契約を「本会社分割契約」といいます。）、及び（ ）当社の商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」に、本分割準備会社の商号を「株式会社ウォーターダイレクト」にそれぞれ変更することを内容とする本経営統合に関する基本合意書（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結し、株式交換及び会社分割により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」を親会社とする持株会社体制に移行し、本経営統合を実施することを予定しております。

公開買付者としては、当社及びエフエルシーの行っている宅配水事業の将来性を評価しており、本経営統合により、両社は現在の体制に比べて事業規模・資本規模を拡大できるばかりでなく、現在の新規顧客獲得数の傾向からみて、本経営統合後の持株会社は、その連結子会社とあわせてグループとして、宅配水事業者として顧客数が業界首位となることを十分に目指せるような地位に立つことになり、業界をリードする競争力を確保することになることが見込まれると考えているため、本経営統合に対して賛成の立場であり、かかる本経営統合を円滑に進めるために少数株主等を保護する施策を採るという趣旨にも賛同できるため、平成28年2月上旬から、本公開買付けの内容及びその方法について、当社と協議を進め、平成28年4月15日付で、( )当社が本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに、本株式交換契約及び本会社分割契約に係る議案が当社の臨時株主総会で承認されることを条件として、当社からの本要請に応じて本公開買付けを実施すること、並びに、( )本株式交換の効力が発生すること(効力発生日は平成28年7月1日を予定しております。)を条件として、公開買付者及び総合生活サービスに本新株予約権割当てにより割り当てられた当社の第5回新株予約権の全部を行使し、行使に伴う払込みを行う意向を書面にて表明したとのことです。

その後、平成28年5月13日の当社の臨時株主総会において、本株式交換契約及び本会社分割契約に係る議案がそれぞれ承認可決されたことから、公開買付者は、平成28年5月16日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、本公開買付けの詳細を決定したとのことです。

また、公開買付者としては、本経営統合を、公開買付者グループ並びに当社及びエフエルシーの事業の成長及びそれらの子会社を含む企業集団の企業価値向上へつなげていきたいと考えているとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付け成立後も従前どおり、当社の経営の独立性を維持しつつ、公開買付者グループと当社とのより強固な資本関係のもとにより強い協力・連携体制による事業推進を行い、また、双方の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを創出することが、両社の企業価値向上にとって非常に有益であると考えているとのことです。具体的には、競合する事業者の多い宅配水市場において、公開買付者グループは従前以上に当社との連携を強化し、公開買付者グループの販売会社として蓄積している顧客ニーズ・販売ノウハウと、当社のメーカーとして蓄積している開発・管理ノウハウを密に共有し、商品・流通チャネル・提供方法をよりの確に展開することで、現状の新規顧客獲得に関する営業協力を維持強化し、当社の競争力の維持強化を積極的に推進していくとのことです。

#### 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、エフエルシー(注)との間で、平成20年1月より宅配水に関する取引を開始し、また、平成24年4月には当社がプレミアムウォーターとOEM契約を締結し、同社に対し製品の供給を行うなど、互恵的な関係を構築してまいりました。

(注)エフエルシーは、全国の商業施設等にブースを出店し、直接お客様に商品の説明などの販売促進をして契約をいただき、セールス・プロモーションを用いた販売事業を得意分野とし、その子会社であるプレミアムウォーター株式会社(以下「プレミアムウォーター」といいます。)において採水地や栄養成分、品質にこだわった天然水「PREMIUM WATER」を展開しております。

その後、大手企業の宅配水業界への参入や競業他社間の業務提携等の動きがあること等を考慮し、平成27年3月上旬より、当社とエフエルシー(以下「両社」といいます。)においても今後の事業展開や提携関係の強化について協議し、その結果、宅配水業界において両社が一定のシェアを保ち、かつ成長を持続させていくためには、これまで以上の強固な協力・協業体制にて宅配水事業に取り組むべきであるとの考えに至り、宅配水市場におけるサービスの質的向上、内容的拡充・深化、新たな価値の創造を目指し、平成27年4月28日に業務提携に関する契約を両社間で締結し、また、平成27年6月24日に開催した定時株主総会を経て、エフエルシーの萩尾代表取締役社長を当社の取締役に招聘するなど、協力・協業体制を着実に築いてまいりました。

当社においては、高品質の天然水をワンウェイ方式（注）で提供する宅配水事業の顧客の拡大を図りながら、業界において競争力ある地位を確保しつつ、企業価値を向上させ長期的に社会的使命を果たしていくために、新規顧客獲得や既存顧客の満足度向上のためのアフターフォローやカスタマーサポート等を通じて、経営改善に取り組んでまいりましたが、先行投資型のビジネスモデルであるため、販売促進費の増加により、平成28年5月13日付「平成28年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」にて公表したとおり、当期純利益で約500万円のわずかな黒字を計上できた状況となっております。

（注）ウォーターサーバーに使用する水のボトルについて、使いきりボトルをお届けする「片道方式」のサービス形態です。他の形態として、使用後のボトルを回収し再利用する「リターナブル方式」があります。

このような状況の中で、当社は、販売促進費増加の抑制や営業能力拡充等の公開買付者に不足するノウハウをいち早く導入するために、販売力において独自の強みを持つエフエルシーとの経営統合を図ることが、企業価値向上のために有効であると考え、同時に、開発から製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを一貫して手掛けるという当社の強みを維持強化することや、過去の事業の整理など、当社固有の課題に自ら取り組むことは本来先決であることから、必要な設備投資やシステム投資、負債の整理等を進めたいと考えております。そして、これらの施策により、経営統合の効果を発揮しやすい態勢が整い、本経営統合による企業価値向上の最大化が目指せるものと考えております。

一方、公開買付者の連結子会社であるエフエルシーにおいても、宅配水事業におけるシェアが拡大しつつある中、当社との経営資源の共有による安定的な生産能力確保や販路の拡大、顧客満足度の向上を図ることができる等、当社とのさらなる連携強化が、数多くのお客様の支持をいただいているセールス・プロモーションを用いた販売という自身の強みを活かすことに繋がり、企業価値向上に資するものと考えているとのことです。

また、宅配水業界においては、昨今、大手企業による有力宅配水事業者の買収や、大手企業と有力宅配水事業者との資本業務提携など、業界再編の動きが目立っておりますが、当社は、本経営統合により、当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業規模・資本規模を拡大できるばかりでなく、新規顧客獲得数の傾向からみて本経営統合後は連結ベースで宅配水事業者として顧客数が業界首位となることを十分に目指せるような地位に立つことになり、業界をリードする競争力を確保することになるものと考えております。また、当社は、本経営統合によって、当社グループが展開する「CLYTIA」及び「iDEAL WATER」とエフエルシーが子会社を通じて展開する「PREMIUM WATER」の3つのブランドを統合することで、業界におけるプレゼンスや市場における知名度をより一層高め、顧客サービスの向上を図ると共に効率化を実現することができると考えております。なお、ブランドの統合においては、新たな販売活動・サービス運営において、上記3つのブランドを「PREMIUM WATER」に一本化して展開する予定で、具体的な時期や過程は協議のうえ定めることとしております。

このように、当社は、エフエルシーとの間で本経営統合を進めることが、両社の企業価値の向上において、最も早期かつ確実に、最も大きな効果を生む選択であると考え、本経営統合プレスに記載のとおり、当社及びエフエルシーは、株式交換及び会社分割により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」を親会社とする持株会社体制に移行し、本経営統合することを合意し、当社は平成28年4月15日開催の取締役会において、エフエルシーは平成28年4月14日開催の取締役会において、本経営統合契約を締結することを決議いたしました。本経営統合契約において、当社は、エフエルシーとの間で、（ ）両社が展開するウォーターサーバーのブランドを統合すること、（ ）当社を株式交換完全親会社、エフエルシーを株式交換完全子会社とする本株式交換に係る本株式交換契約を締結すること、（ ）本株式交換の効力が発生することを条件として、当社の宅配水事業に係る権利義務の全部（当社の子会社の株式を含みます。）を、当社の完全子会社である本分割準備会社に本会社分割により承継させ持株会社体制に移行すること、及び（ ）当社の商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」に、本分割準備会社の商号を「株式会社ウォーターダイレクト」にそれぞれ変更することを内容とする本経営統合契約を締結し、両社が持株会社体制へ移行することを予定しております。なお、本株式交換及び本会社分割は、平成28年7月1日を効力発生日として行う予定であり、本株式交換契約は、当社においては平成28年5月13日開催の臨時株主総会、エフエルシーにおいては平成28年5月13日開催の定時株主総会において、それぞれ承認可決され、本会社分割契約は、当社の平成28年5月13日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

また、当社は、エフエルシーとの本経営統合を図り、同時に、必要な設備投資やシステム投資、負債の整理等を進めることで、本経営統合による企業価値向上の最大化を目指せるものと考えております。そこで、本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となる資産取得支出の資金を確保し、また、設備投資やシステム投資等、負債整理という当社固有の資金需要を賄うため、本経営統合に際し、本新株予約権割当てによる資本増強及び資金調達を実行することとし、平成28年4月15日の取締役会において、本新株予約権割当てを通じた株主資本の増強及び資金調達を行うことを決議いたしました。これにより、資金需要を長期安定的に賄い、かつ財務基盤を強化することで、当社の中長期的な収益構造の確立と事業規模の拡大を通じて、企業価値の向上を図ることができると考えております。その資金使途は、具体的には、本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得等、工場等の設備投資等、顧客満足度向上のためのシステム投資等、子会社における過去の事業に関する負債整理、に充当することを予定しております。なお、資金使途のうち、当社固有の資金需要に関しては、本経営統合に関わらず必要な資金ですが、本経営統合を予定している状況で、当社の株主、投資家及び市場関係者に、本経営統合後の資金需要と共にご説明して決議するものであるため、本新株予約権割当てに係る第5回新株予約権の内容には、本株式交換が効力発生することが行使条件となっております。

当社は、本新株予約権割当てによって財務基盤が強化されるものの、当社の既存株主が本新株予約権割当てにより割り当てられる第5回新株予約権を行使しないこと、又は、本株式交換によりエフエルシーの株主に当社普通株式が割り当てられることにより、当社の既存株主の持株比率が希薄化することから、より手厚い少数株主の権利の保護のため、平成28年4月15日、公開買付け者に対して、本公開買付けの実施に係る本要請を行いました。本経営統合における本株式交換及び本会社分割においては、本経営統合に反対の株主様は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に定められた手続により反対株主の株式買取請求をすることで、保有している当社普通株式を公正な価格で換金することができるものの、当社としては、少数株主様の権利の保護の観点から、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会を提供することも、少数株主様の権利の保護に資すると考えております。また、本新株予約権割当てにより割り当てられる第5回新株予約権については、本株式交換及び本会社分割においては、会社法に定められた新株予約権買取請求権はないので、金銭の払込みを行わない第5回新株予約権に係る新株予約権者に、新株予約権の売却の機会を提供することが、第5回新株予約権に係る新株予約権者の保護に資すると考えております。

なお、当社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、当該取締役会の決議日時点においては、本公開買付けが実施された場合には、当社は、本公開買付けの実施について賛同し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考える旨の決議（以下「本平成28年4月15日決議」といいます。）をしております。

以上の詳細は、本経営統合プレスをご参照ください。

このような状況において、公開買付者が上記「公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり行う本公開買付けは、本要請に応じたものであり、本公開買付けに係る当社普通株式に係る買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）については、（ ）本公開買付け価格が、本新株予約権の行使価額（注1）の101%を下限とし本経営統合発表前の市場平均株価（注2）を勘案して決定されており、当社が取得した当社から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）による市場株価法（下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式及び第5回新株予約権の価値算定書の取得」をご参照ください。）での当社普通株式に係る株式価値の評価額（493円～507円）を下回らず、かつ、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準であること、（ ）株主様のご判断によっては会社法に定める手続きにより反対株主の株式買取請求をしていただく選択肢も阻害されるものではなく、むしろ本公開買付けにより選択肢が増えるメリットがあること、（ ）公開買付者が本公開買付けにおいて当社普通株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持される方針であることから、本公開買付けによって、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会をご提供することができ、少数株主様の権利の保護に資するため、当社からの本要請の趣旨に適うものであると考えます。したがって、当社は、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。但し、当社の少数株主様の権利を保護するという本要請の趣旨に鑑み、本経営統合に反対されない株主様には当社普通株式の応募を推奨する趣旨ではないことや、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持される方針であることから、当社の株主の皆様が普通株式を本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

（注1）行使価額は、本新株予約権の発行決議日の前日の当社の普通株式の株価終値や、当社普通株式の直近1ヵ月間、3ヵ月間、6ヵ月間の株価終値の単純平均値を総合的に勘案した結果、507円としております。本新株予約権割当ての詳細は、当社の平成28年4月15日付「新株予約権（非上場）の株主割当て（無償割当て）に関するお知らせ」及び平成28年4月25日付「（訂正）新株予約権（非上場）の株主割当て（無償割当て）に関するお知らせ」をご参照ください。

（注2）平成28年4月14日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各取引日における終値単純平均値をいいます。

（注3）公開買付者によれば、公開買付者としては、本公開買付けは、当社からの本要請に応じて当社の少数株主等の保護のために行うものであり、本経営統合に賛同する株主の皆様又は当社普通株式の保有を通じて本経営統合の効果を享受することを期待される株主の皆様から当社普通株式を買い集めることは目的としていないことから、本公開買付け価格については、本経営統合によるシナジーを考慮しない価格が妥当であると考えているとのことです。



なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれておりますが、( )第3回新株予約権については、当社又は当社の関係会社の役員若しくは従業員であることが権利行使条件として定められており、公開買付者が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、( )第4回新株予約権については公開買付者がその全てを保有しており本公開買付けで新たに取得するものではないことに鑑み、当社は第三者算定機関に対してこれらの新株予約権の価値算定を依頼しておらず、これらの新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本公開買付けが行われた場合、これらの新株予約権の保有者の皆様が本公開買付けにこれらの新株予約権を応募するか否かについては、各自のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。また、( )第5回新株予約権については、第5回新株予約権1個当たりの買付け等の価格が、本公開買付価格と第5回新株予約権の目的となる株式1株当たりの行使価額との差額と決定されており、(a)本公開買付けに第5回新株予約権を応募した場合と第5回新株予約権の行使により交付される当社普通株式を本公開買付価格と同額で市場売却した場合に得られる経済的利益は同じであること、(b)本公開買付けに第5回新株予約権を応募した場合には、無償で取得していただいた第5回新株予約権を第5回新株予約権の買付価格にて売却し換金していただくことができること、及び下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式及び第5回新株予約権の価値算定書の取得」に記載のとおり第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングによりブラック・ショールズモデルによる算定方法で算定された第5回新株予約権1個当たりの算定価値の範囲は17円～32円であり、本公開買付けに係る第5回新株予約権の買付け等の価格(1個につき6円)は、当該算定結果の下限金額(17円)を下回っておりますが、(a)ある銘柄に関して株式及び当該株式を目的とする新株予約権を対象とする公開買付けが実施される場合、新株予約権の買付価格として、当該公開買付けの対象となる株式1株当たりの買付け等の価格と、新株予約権の目的となる株式1株当たりの行使価額との差額に、当該新株予約権1個の目的となる株式の数を乗じた価額とすることには一定の合理性があること、及び、(b)本公開買付けにおいては、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持され、かつ、第5回新株予約権に係る新株予約権者の皆様が、本公開買付けへの応募だけでなく、第5回新株予約権の行使も可能であることから、第5回新株予約権の買付け等の価格が算定結果の下限金額(17円)を下回る価格であったとしても、不合理とまではいえないと判断されることから、第5回新株予約権に係る新株予約権者が本公開買付けに第5回新株予約権を応募するか否かについては、各自のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

### (3) 算定に関する事項

#### 算定の基礎

##### ( ) 普通株式

当社は、本平成28年4月15日決議に先立ち、少数株主様の権利の保護の観点から、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式及び新株予約権を売却する機会をご提供するという本要請の趣旨を踏まえ、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対して、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、ブルータス・コンサルティングは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。また、当社はブルータス・コンサルティングから、本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

ブルータス・コンサルティングは、当社が本公開買付けについて意見表明を行うに際しての参考に供する目的で、当社普通株式に関して、市場株価法を採用して算定を行いました。

当該手法に基づいて算定された当社株式の1株当たり株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：493円～507円

ブルータス・コンサルティングは、市場株価法について、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成28年4月14日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。

( )新株予約権

さらに当社は、本取締役会の決議（以下「本決議」といいます。）に先立ち、プルータス・コンサルティングに対して、第5回新株予約権の価値の算定を依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、第5回新株予約権の価値に関して、ブラック・ショールズモデルによる算定方法を採用して算定を行いました。

当該手法に基づいて算定された第5回新株予約権1個当たりの価値の範囲は下記のとおりです。

ブラック・ショールズモデルによる算定方法：17円～32円

なお、本公開買付けの対象には、当社の発行する第3回新株予約権及び第4回新株予約権も含まれておりますが、( )第3回新株予約権は、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、公開買付者が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、及び、( )第4回新株予約権は、公開買付者が本公開買付け前からその全てを保有しており本公開買付けで新たに取得するものではないことに鑑み、当社は、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、第三者算定機関に対して価値算定を依頼していません。

第三者算定機関の意見を踏まえて本決議に至った経緯

当社は、本公開買付価格については、( i )本公開買付価格が上記のプルータス・コンサルティングによる当社普通株式に係る株式価値の評価額（493円～507円）を下回らず、かつ、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準であり、( )株主様のご判断によっては会社法に定める手続きにより反対株主の株式買取請求をしていただく選択肢も阻害されるものではなく、むしろ本公開買付けにより選択肢が増えるメリットがあること、( )光通信が本公開買付けにおいて当社普通株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持される方針であることから、本公開買付けによって、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会をご提供することができ、少数株主様の権利の保護に資するため、当社からの本要請の趣旨に合うものと考えます。したがって、当社は、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。但し、当社の少数株主様の権利を保護するという本要請の趣旨に鑑み、本経営統合に反対されない株主様には当社普通株式の応募を推奨する趣旨ではないことや、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持される方針であることから、当社の株主の皆様が普通株式を本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、本公開買付けの対象には、本新株予約権が含まれていますが、第5回新株予約権については、第5回新株予約権1個当たりの買付け等の価格が、本公開買付価格と第5回新株予約権の目的となる株式1株当たりの行使価額との差額と決定されており、( )本公開買付けに第5回新株予約権を応募した場合と第5回新株予約権の行使により交付される当社普通株式を本公開買付価格と同額で市場売却した場合に得られる経済的利益は同じであること、( )本公開買付けに第5回新株予約権を応募した場合には、無償で取得していただいた第5回新株予約権を第5回新株予約権の買付価格にて売却し換金していただくことができること、及び 上記のとおり第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングによりブラック・ショールズモデルによる算定方法で算定された第5回新株予約権1個当たりの算定価値の範囲は17円～32円であり、本公開買付けに係る第5回新株予約権の買付け等の価格（1個につき6円）は、当該算定結果の下限金額（17円）を下回っておりますが、( )ある銘柄に関して株式及び当該株式を目的とする新株予約権を対象とする公開買付けが実施される場合、新株予約権の買付価格として、当該公開買付けの対象となる株式1株当たりの買付け等の価格と、新株予約権の目的となる株式1株当たりの行使価額との差額に、当該新株予約権1個の目的となる株式の数を乗じた価額とすることには一定の合理性があること、及び、( )本公開買付けにおいては、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持され、かつ、第5回新株予約権に係る新株予約権者の皆様は、本公開買付けへの応募だけでなく、第5回新株予約権の行使も可能であることから、第5回新株予約権の買付け等の価格が算定結果の下限金額（17円）を下回る価格であったとしても、不合理とまではいえないと判断されることから、第5回新株予約権に係る新株予約権者が本公開買付けに第5回新株予約権を応募するか否かについては、各自のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

また、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、( )第3回新株予約権は、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、公開買付者が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、及び、( )第4回新株予約権は、公開買付者が本公開買付け前からその全てを保有しており本公開買付けで新たに取得するものではないことに鑑み、当社は、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、第三者算定機関に対して価値算定を依頼しておらず、当社は、これらの新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行わないことから、本公開買付けが行われた場合、これらの新株予約権の保有者の皆様が本公開買付けにこれらの新株予約権を応募するか否かについては、各自のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本書提出日時点において公開買付者の連結子会社であるため、当社及び公開買付者は、当社の少数株主の皆様への影響に配慮し、利益相反を回避するための措置として以下の事項を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式及び第5回新株予約権の価値算定書の取得  
上記「(3) 算定に関する事項」の「 算定の基礎」に記載のとおりです。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして弁護士法人港国際法律事務所(以下「港国際法律事務所」といいます。)を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程、その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見

本取締役会は、上記「(3) 算定に関する事項」の「 算定の基礎」に記載の当社普通株式及び第5回新株予約権の価値算定書の内容及び法務アドバイザーである港国際法律事務所からの法的助言を踏まえ、本経営統合の中での本公開買付けの位置付け及び本公開買付けの手続きや諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、本要請に応じたものであり、本公開買付価格については、( i )当社が取得した当社から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングによる市場株価法での当社普通株式に係る株式価値の評価額(493円~507円)を下回らず、かつ、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準であること、( )株主様のご判断によっては会社法に定める手続きにより反対株主の株式買取請求をしていただく選択肢も阻害されるものではなく、むしろ本公開買付けにより選択肢が増えるメリットがあること、( )公開買付者が本公開買付けにおいて当社普通株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持される方針であることから、本公開買付けによって、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会をご提供することができ、少数株主様の権利の保護に資するため、当社からの本要請の趣旨に合うものであると判断いたしました。そこで、当社は、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明することを、当社の取締役8名中、専務取締役である形部孝広氏、取締役である和田英明氏、杉田将夫氏を除く全ての取締役(5名)が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議いたしました。

但し、当社の少数株主様の権利を保護するという本要請の趣旨に鑑み、本経営統合に反対されない株主様には当社普通株式の応募を推奨する趣旨ではないことや、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持される方針であることから、当社の株主の皆様が普通株式を本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれておりますが、( )第3回新株予約権については、当社又は当社の関係会社の役員若しくは従業員であることが権利行使条件として定められており、公開買付者が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、( )第4回新株予約権については公開買付者が本公開買付け前からその全てを保有しており本公開買付けで新たに取得するものではないことに鑑み、当社は第三者算定機関に対してこれらの新株予約権の価値算定を依頼しておらず、これらの新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本公開買付けが行われた場合、これらの新株予約権の保有者の皆様が本公開買付けにこれらの新株予約権を応募するか否かについては、各自のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

そして、( ) 第5回新株予約権については、第5回新株予約権1個当たりの買付け等の価格が、本公開買付け価格と第5回新株予約権の目的となる株式1株当たりの行使価額との差額であることから、(a)本公開買付けに第5回新株予約権を応募した場合と第5回新株予約権の行使により交付される当社普通株式を本公開買付け価格と同額で市場売却した場合に得られる経済的利益は同じであること、(b)本公開買付けに第5回新株予約権を応募した場合には、無償で取得した第5回新株予約権を第5回新株予約権の買付け等の価格にて売却し換金できること、及び第5回新株予約権については、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングによりブラック・ショールズモデルによる算定方法で算定された第5回新株予約権1個当たりの算定価値の範囲は17円～32円であり、本公開買付けに係る第5回新株予約権の買付け等の価格(1個につき6円)は、当該算定結果の下限金額(17円)を下回っておりますが、(a)ある銘柄に関して株式及び当該株式を目的とする新株予約権を対象とする公開買付けが実施される場合、新株予約権の買付け価格として、当該公開買付けの対象となる株式1株当たりの買付け等の価格と、新株予約権の目的となる株式1株当たりの行使価額との差額に、当該新株予約権1個の目的となる株式の数を乗じた価額とすることには一定の合理性があること、及び、(b)本公開買付けにおいては、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持され、かつ、第5回新株予約権に係る新株予約権者の皆様は、本公開買付けへの応募だけでなく、第5回新株予約権の行使も可能であることから、第5回新株予約権の買付け等の価格が算定結果の下限金額(17円)を下回る価格であったとしても、不合理とまではいえないと判断されることから、第5回新株予約権に係る新株予約権者が本公開買付けに第5回新株予約権を応募するか否かについては、各自のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、公開買付者の常務取締役その他の公開買付者の重要な連結子会社3社の取締役を兼務している和田英明氏、直近まで公開買付者の従業員を兼務していた形部孝広氏、公開買付者の従業員を兼務している杉田将夫氏は、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定において利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する本決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において、公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、当社の取締役である萩尾陽平氏は、当社取締役会における本決議に関する議案の審議及び決議に参加しておりますが、エフエルシーの代表取締役及びエフエルシーの重要な連結子会社4社の取締役を兼務している萩尾陽平氏は、本公開買付けに関し当社と利益が相反するおそれがあることから、まず、( )形部孝広氏、萩尾陽平氏、和田英明氏及び杉田将夫氏を除く4名の取締役(2名の社外取締役を含みます。)において審議の上、全員一致により決議を行い、更に、( )萩尾陽平氏を加えた5名の取締役(2名の社外取締役を含みます。)において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の手続きを経ております。なお、萩尾陽平氏は、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉は一切参加しておりません。

また、当社の監査役3名全員が、本決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

#### 当社における独立役員からの意見書の取得

本公開買付けに関する意見は、表明した場合、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。当社は、公開買付者と利害関係を有しない独立役員である当社社外取締役藤野英人氏、平井亮子氏、当社社外監査役片岡敬三氏の3氏に対し、本決議を行うことが当社の少数株主等の皆様にとって不利益なものでないか否かに関する意見を求めました。各独立役員は、意見書において、以下の( )から( )の事項を挙げ、本決議を行う理由の相当性及び妥当性、その手続の公正性その他の事項を検討した結果、本決議を行うことは、当社の少数株主等の皆様にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を、当社に対し、平成28年5月16日付で提出しております。

( ) (a)本公開買付け価格は、当社が取得したブルータス・コンサルティングによる市場株価法での当社普通株式に係る株式価値の評価額(493円～507円)を下回らず、かつ、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準であること、(b)会社法に定める反対株主の株式買取請求という株主の権利も阻害されるものではなく、むしろ本公開買付けにより選択肢が増えるメリットがあること、(c)本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持される方針であることから、本公開買付けは当社の少数株主等の権利を保護するという本要請の趣旨に適うものと当社が判断し、本公開買付けに賛同するに至った理由には、合理性があると判断されること。

- ( ) ( a ) 上記「(3)算定に関する事項」の「算定の基礎」に記載のとおり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングが、当社が本公開買付けについて意見表明を行うに際しての参考に供する目的で市場株価法により算定した当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は493円～507円であり、本公開買付価格は当該評価額を下回らず、かつ、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準であることから、本公開買付価格の内容の公正性が確保されているものと判断されること。
- ( b ) 第3回新株予約権は、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、公開買付者が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、及び、第4回新株予約権については公開買付者が本公開買付け前からその全てを保有しており本公開買付けで新たに取得するものではないことから、第3回新株予約権及び第4回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、それぞれ1個当たり1円とすることも合理的な内容であるものと判断されること。
- ( c ) ブラック・ショールズモデルによる算定方法で算定された第5回新株予約権1個当たりの算定価値の範囲は17円～32円であり、本公開買付けに係る第5回新株予約権の買付け等の価格(1個につき6円)は、当該算定結果の下限金額(17円)を下回っているものの、( )第5回新株予約権には譲渡制限が付されており市場における取引ができないこと、( )本公開買付けにおいては、本公開買付け後も当社普通株式の上場は維持され、本公開買付けにより新株予約権の行使が阻害されるものではないこと、( )ある銘柄に関して株式及び当該株式を目的とする新株予約権を対象とする公開買付けが実施される場合、新株予約権の買付価格として、当該公開買付けの対象となる株式1株当たりの買付け等の価格と、新株予約権の目的となる株式1株当たりの行使価額との差額に、当該新株予約権1個の目的となる株式の数を乗じた価額とすることは他の同種の事例と比して著しく異なる方法ではないことから、第5回新株予約権の買付け等の価格が算定結果の下限金額(17円)を下回る価格であったとしても不合理とまではいえないと判断されること。
- ( ) 利益相反を回避するための措置として、当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見を取得すること、並びに、上記のとおり当社における独立した第三者算定機関からの株式及び第5回新株予約権の価値算定書の取得をすることの措置を講じたことから手続の公正性が確保されていると判断されること。

#### 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することを意図しているとのことです。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、公開買付者が所有する第4回新株予約権又は平成28年6月13日を効力発生日として公開買付者に割り当てられる第5回新株予約権の行使による取得を除き、本公開買付け終了後に当社普通株式を追加で取得することは現時点において予定していないとのことです。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しております。本公開買付けは、当社普通株式の上場廃止を企図したものではないとの説明を受けておりますが、買付けを行う当社普通株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第601条第1項に規定される東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準のうち、以下の から に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。当社普通株式が上場廃止となった場合には、当社普通株式は東京証券取引所市場第二部において取引することができなくなります。

上場会社の事業年度の末日における株主数が400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

なお、本公開買付けの結果、当社普通株式が上記のような上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者は当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、当社普通株式の上場維持に向けた方策を実行する予定であるとのことです。なお、上記方法の具体的な内容や諸条件につき、現在具体的に決定している事項はありません。

#### 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

##### (1) 普通株式

氏名	役職	所有株式数（株）	議決権の数（個）
樋口 宣人	代表取締役執行役員社長	700	7
形部 孝広	専務取締役	-	-
村口 和孝	取締役	20,400	204
和田 英明	取締役	-	-
藤野 英人	取締役	-	-
平井 亮子	取締役	1,100	11
杉田 将夫	取締役	-	-
萩尾 陽平	取締役	-	-
加藤 次夫	常勤監査役	2,700	27
手嶋 伸也	監査役	7,100	71
片岡 敬三	監査役	-	-
計		32,000	320

（注1）所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

（注2）取締役藤野英人氏及び平井亮子氏は、社外取締役です。

（注3）監査役手嶋伸也氏及び片岡敬三氏は、社外監査役です。

##### (2) 新株予約権

役員が保有する新株予約権はありません。

#### 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上